

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から別表6まで及び別表20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和六年二月一日から適用する。

令和六年一月三十一日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後

別表第三				
基礎係数		1.0395		
	都道府県	病 院	機能評価係数Ⅱ	激変緩和係数
(略)				
30158	削除	削除	削除	削除
(略)				

改正前

別表第三				
基礎係数		1.0395		
	都道府県	病 院	機能評価係数Ⅱ	激変緩和係数
(略)				
30158	山形	三友堂病院	0.0882	0.0000
(略)				